

(様式3-1)

自動販売機の設置に係る提案書

(物件番号 号機)

徳島県立城ノ内中等教育学校長 殿

令和 年 月 日

(応募者) 住 所

商号又は名称

代 表 者

自動販売機の設置に係る提案は次のとおりです。

1 応募物件

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料（定額）及び販売品目

物件番号	貸付場所		
号機	徳島市北田宮1丁目9番30号 徳島県立城ノ内中等教育学校 渡廊下		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
	平方メートル	年額 円	

2 機器仕様の確認欄（「判定」欄には記入しないこと）

(1) 品名及び台数 自動販売機 1台

(2) 応募機器の型番（メーカークロゴを添付）

種別	メーカー	型番	機器の名称	判定
自動販売機 本体				

商号又は名称

(3) 仕様 (必須項目)

(物件番号 号機)

項目	条 件	対応の可否	カタログページ	判定
大きさ	本体 W cm × D cm × H cm			
デザイン	<p>周辺環境に配慮したユニバーサルデザインであること。 ※必須項目ではないが、自動販売機の付加機能での加点(3件まで)対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること。 硬貨返却レバーは小さな力で容易に操作ができること。 硬貨返却口は片手で硬貨を取り出せる構造であること。 紙幣挿入口は片手で操作できる構造であること。 通常の商品選択ボタンに加え低い位置にもボタンがあること。 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること。 			
環境対策	HC(炭化水素)、又は、CO2(二酸化炭素)、もしくはHF0(1234yf)を冷媒として採用していること。			
安全対策	<p>「自動販売機の据付基準(JIS規格)」、「自動販売機据付基準(2008年4月・日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守すること。</p> <p>「食品、添加物等の規格基準(食品衛生法)」、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領(業界自主基準)」を遵守し衛生管理に万全を尽くすこと。</p> <p>商品販売に必要な営業許可を受けること。 ※2号機は必須</p>			
使用済み容器の回収	<p>学校が指定する種類の使用済み容器は、設置者間で協議し、輪番制等により学校が設置する使用済み容器の集積カゴ等から責任をもつて回収すること。</p> <p>使用済み容器については、容器包装リサイクル法等の関係法令に基づいて適切に処理すること。</p>			
設置と運営管理	<p>設置者が、商品補充、消費期限の確認、売上金の回収、釣銭補充、自販機と設置場所周辺の清掃を行うこと。</p> <p>設置者が、保守業務を随時行い、適正な維持管理に努めるほか、故障時には迅速に対応すること。</p> <p>問い合わせ・苦情については、設置者の責任において対応すること。故障時等の連絡先を明記すること。</p>			
販売商品の種類	<p>缶、ペットボトル、瓶または紙パックの密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること。</p> <p>食品(栄養補助食品に限る)の販売及び缶、ペットボトル、瓶または紙パックの密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること。 ※2号機は必須</p> <p>缶、ペットボトル、瓶または紙パックの密閉式容器により、酒類を除く飲料を販売すること。また、乳飲料を品数に加えること。</p> <p>標準販売価格未満で販売すること。</p> <p>利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティーに富んだ品揃えとすること。</p>			
消費電力	電圧100ボルトで電力は1500ワット以下、電流は15アンペア以下とすること。			